

2025年（令和7年）3月18日
福山市市民局市民部市民生活課

福山市中央斎場受変電設備更新に係る賃貸借 質問に対する回答

No	質 問	回 答
1	仕様書6 維持管理（保守点検） 維持管理（保守点検）について、自家用電気工作物保安業務（月次点検、年次点検）は不要であるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書7 工事日程・調整事項など（1） 設置工事は2025年9月30日までとありますが、社会情勢や資材・原材料の不足によるキュービクルの製作の遅れや、市場への注文殺到による設計、製作、納品等の遅れによる設置期間の大幅な遅れは、不可抗力とみなし、協議に応じていただけますか。	原則、設置は2025年9月30日までをお願いいたします。しかしながら、設置できないことが、社会情勢によることなど受注者の責めに帰すことができない事由である場合、協議を行い対応を検討いたします。
3	仕様書7 工事日程・調整事項など（2） 許容停電期間2日とありますが、その予定については事前に工程表によりお伝えすることとなりますが、その当該日は休館日に設定していただけるとの認識でよろしいでしょうか。利用者の方々により日程変更となりますと、スケジュール変更により大幅な納期の変更となる懸念がございます。	お見込みのとおりです。ただし、日程についてはなるべく斎場利用に影響が出ないよう、2日のうち1日は友引とするなど事前に斎場と調整したうえで決定したいと考えております。
4	仕様書8 留意事項（1）設置工事等について（4項目目） 新旧配線の接続切替作業における、新旧ケーブルは整然と接続するとありますが、既存ケーブルの絶縁（品質）保証は受注者になるのでしょうか。また、試験記録情報は開示されますでしょうか。	既存ケーブルについては、受注者の保証は不要です。 また、試験記録情報の開示は可能です。

福山市中央斎場受変電設備更新に係る賃貸借 質問に対する回答

No	質 問	回 答
5	仕様書8 留意事項（1）設置工事等について（10項目目） 施工業務は、第三者に委託できることとし、第三者が必要な資格を有している場合、事業者から有資格者を選任する必要はない認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書8 留意事項（2）新設キュービクル設備について（5項目目） 干渉する樹木の撤去移設とありますが、移植する樹木があればご指定いただけないでしょうか。	仕様書の参考図に示す設置場所付近にある樹木については、撤去での対応を想定しておりますが、仕様書に記載しているとおり、事前に協議をお願いします。
7	仕様書9 備考（4） 受注者を被保険者とする動産総合保険に加入とありますが、内容についてはキュービクル本体の79ヶ月間の補償のみで宜しいでしょうか。	保険の補償範囲については、キュービクル本体のみでも差し支えありませんが、その他の受変電設備一式についても、仕様書で指定する維持管理等を遵守していただき、契約期間中、導入機器等が使用不能とならないよう対応してください。
8	その他 故障や事故が発生した場合、動産総合保険により対応しますが、不具合が生じた機器の交換が発生した場合、機器によっては納期に日数を要するケースが想定されます。通電できない期間の補償について、事業者負担とならない認識で宜しいでしょうか。また、事業者負担となる場合の事象をお教えいただけますでしょうか。	施工不良による不具合が原因の場合は、事業者負担となります。その他の場合は、協議によって対応したいと考えております。

福山市中央斎場受変電設備更新に係る賃貸借 質問に対する回答

No	質 問	回 答
9	賃貸借契約書（案） 契約書案に記載の「賃貸借料総額」とは入札公告 8（1）に記載の入札書に記載する金額と同義と考えてよろしいですか。また「賃貸借料月額」とは賃貸借期間（6年7ヶ月（79ヶ月））で割ったもので、お支払は月締にて御支払いいただけるものと考えてよろしいですか。	契約書（案）に記載する「賃貸借料総額」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額ですが、入札書に記載いただく金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額です。 「賃貸借料月額」については、お見込みのとおりで、月々でのお支払いを予定しております。詳細については、契約締結時に協議し定めることとします。
10	賃貸借契約書（案）第16条（賃貸借の中止） この全部または一部中止に伴う費用の清算は、その時点で受注者が出資した費用及び経費の総額の未収金分を清算していただけたらと考えてよろしいですか。	賃貸借の全部又は一部中止によって、契約書（案）第29条の規定に該当し契約を解除した場合、第34条の規定により、生じた損害の賠償を請求することができるとしています。
11	賃貸借契約書（案）第19条（一般的損害） ここに記載される一般的損害とは、民法第416条1項に定められる、通常生ずべき損害のことで、債務不履行により生ずる損害であるとの認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
12	その他 賃貸借期間中に、天災や災害によりキュービクルが全壊又は一部損壊により生じた事故に対する補償及び以降の履行については、発注者と受注者での協議にて適切に行われると考えてよろしいですか。	契約書（案）第12条（物件の保険）に定める保険金の限度を超える部分については協議を行い対応することとします。

福山市中央斎場受変電設備更新に係る賃貸借 質問に対する回答

No	質 問	回 答
13	その他 本件の賃貸借契約は、長期継続契約ではないとの認識でよろしいでしょうか。長期継続契約であった場合、契約解除となった時点での受注者が既に投入した資金については清算いただき、さらに新設キュービクルが撤去となった場合の撤去費用の補填等は行っていたのでしょうか。	本件は、債務負担行為にて対応しているため、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約には該当しません。ただし、公告しているとおり、2025年（令和7年）3月議会で関係予算の議決が得られなかった場合は、この入札自体が効力を有しないものとなりますことにご留意ください。